

産業建設委員会会議録

日時 令和3年2月22日（火曜日）

午前10時開会 午後2時10分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 勝田達也

副委員長 小坂博

委員 内田卓男

委員 柏村忠志

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 平石勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（11名）

副市長	栗原 正夫	都市産業部長	船沢 一郎
建設部長	岡田 美德	商工観光課長	羽成 健之
道路管理課長	浅岡 武徳	農林水産課長	佐藤 亨
道路建設課長	草間 正志	都市計画課長	飯泉 貴史
住宅営繕課長	皆藤 秀宏	下水道課長	和田 利昭
公園街路課長	室町 和徳		

事務局職員出席者 松本 裕司

傍聴者 0名

○**勝田委員長** ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。次第（１）３月定例会 upper程議案等について、令和３年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について執行部から説明願います。

○**羽成商工観光課長** 令和３年度土浦市一般会計予算（案）につつまして説明いたします。タブレットでは、ホーム、産業建設委員会、令和３年、２月２２日とお進みいただき

①令和３年度土浦市一般会計予算（案）についてというファイルをお開き願います。サイドブックスのページでは２ページ目、資料の下に記載してあるページでは１ページとなります。一つ目の事業は土浦市 I T オフィス環境整備補助事業です。本事業につつましては、新たな成長分野に係る企業の、市内へのオフィス移転を促進するため、I T 環境整備などに係る経費の一部を補助し、産業振興や雇用機会の拡大を図るものです。事業内容につつましては、空きオフィス物件の所有者や、空きオフィス物件へ進出する企業に対する、O A フロア整備、インターネット環境整備などの経費の補助となりますが、今後は、茨城県などとも連携を密にすることによりまして、早期のオフィス移転に結びつくよう、推進してまいりたいと考えています。つつまして、サイドブックスの３ページ、資料記載ページでは２ページをお願いします。土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業です。本事業につつましては、広域交通ネットワークを活かした適切な土地利用の誘導を行うことにより、民間事業所等の立地促進を図るものです。本年度は、土浦北インターチェンジを始め、桜土浦インターチェンジ周辺地区や主要幹線道路を含めた、産業用地創出が可能と考えられます候補地の検討を実施したところです。令和３年度につつましては、各候補地の基本条件を整理し、まちづくりの基本構想や事業化の可能性を検討するための基礎資料作成を進めてまいります。また、令和３年度からは、新たに企業立地促進補助金を創設しまして、新規創業や事業規模拡大を行う企業に対し、インフラ整備費などの一部を助成することにより、立地促進を図ってまいりたいと考えています。つ続いて、サイドブックスの４ページ、資料記載ページでは３ページをお願いします。第 90 回土浦全国花火競技大会開催事業です。本年度は、新型コロナの影響を受け観客の安全確保が困難なことなどから、大会を中止とさせていただきますが、大会の目的でもあります煙火技術の維持向上と煙火業者支援のため、代替え企画を実施したところです。サプライズ花火の打上げにつつましては、９月から 11 月にかけて 3 回実施し、またプライベート花火を打ち上げたい方々とのマッチングにつつましては、８月から 12 月にかけて 6 団体を仲介し、新たな生活様式の中における試みとして、O n l i n e 花火競技大会なども開催しました。次年度は、90 回の記念大会とし 11 月の第

一土曜日6日の開催が予定されるところです。開催に向けましては、国や県の今後のイベント開催条件を注視するとともに他の大会主催者なども情報交換を行い、従来の安全対策に加え、コロナ対策も十分に検討しながらしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤農林水産課長 続きますして同じ資料でございますが、4ページをお願いします。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業でございます。こちら真ん中事業の概要でございますように平成28年度から始まっておりまして、基本構想から現在まで32品目の土浦ブランドを認定し、ブランドイメージメニューの普及や各種メディアを活用したPR事業を行っているものでございます。今年度の事業内容につきましては、認定継続に加えまして、新規の商品も視野に入れたブランド認定、それからイベントでの販売であります恵みのマーケット事業及びインターネット等を活用しました各種PR事業を充実させることも考えているところでございます。続きますして、5ページでございます。経営体育成基盤整備事業（虫掛地区）でございます。こちらについては、虫掛地区の整備されていない水路の整備を図るものでございます。こちら事業主体は県でございますが、国補助事業の採択へ向けて本市としましても、県と地元協議会と連携を図りまして採択に向けた作業を引き続き進めていくというものでございます。続きますして、6ページでございます。こちらも経営体育成基盤整備事業でございますして木田余地区の基盤整備地区でございます。こちらは地区の懸案となっております用水、いわゆるパイプラインと排水路の整備に向け、老朽化している機場の更新などを行うものでございます。こちらにつきましても県と地元協議会との連携を図りながら、国補事業採択に向けた作業を引き続き進めていくというものでございます。続きますして資料記載の7ページをお願いします。一般地帯土地改良事業でございます。こちらにつきましましては例年計画的に行っているものでございますが、農道や排水路の整備を行っていくというものでございまして、来年度に関しましては木田余地区の農道、それから常名地区、田中地区の排水整備その他現場状況等を確認しながら、農道の整備を計画的に行っていくというものでございます。農林水産課は、以上でございます。

○飯泉都市計画課長 はい、委員長。都市計画課でございます。2ページをお願いいたします。土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業、土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、広域交通ネットワークを活かした適切な土地利用の誘導を行うことにより、民間事業所等の立地促進を図るものでございます。本年度につきましては、土浦北インターチェンジを始め、桜土浦インターチェンジ周辺地区や主要幹線道路を含めまして、産業用地の創出が可能と考えられる候補地の検討を実施いたしました。令和3年度につきましては、候補地の基本条件を整理し、まちづくりの基本構想及び事業化の可能性を検討するための基礎資料作成を、進めてまいりたいと考えております。また、令和3年度からは、新たに企業立地促進補助金を創設することによりまして、市内への新規創業または事業規模を拡大する企業に対しまして、インフラ整備費等の一部を助成することにより、民間事業所の立地促進を図ってまいりたいと

考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。8ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業につきましては、地域公共交通網形成計画に基づき、各公共交通が相互に補完し合うネットワークの構築を図るものでございます。令和3年度につきましては、中ほど右側の表にございますとおり、本年度実施しております新規バス路線の運行調査に基づきまして、新たなコミュニティ交通の試験運行を行います地域公共交通運行事業や、平成29年3月に策定いたしました地域公共交通網形成計画が最終年度を迎えますことから、新たな地域公共交通計画の策定を予定してございます。そのほか、路線バスに対しまして、茨城県と沿線市町村との協調補助を行う運行対策費負担金を始め、霞ヶ浦広域バス、千代田神立ラインへの運行補助、バス路線運行方策検討調査につきましては、コミュニティ交通の導入拡大に向けまして、新たな路線の検討を進めるための調査費となるものでございます。続きまして、9ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ設置可能性検討事業につきましては、地域生活の充実や地域経済活性化が期待できますことから、整備可能性について検討を行うものでございます。本年度につきましては、スマートインターチェンジ設置の必要性や設置候補箇所について検討を行うとともに、国・県等の関係機関と協議を実施いたしました。令和3年度につきましては、本年度の検討結果を踏まえまして、車両台数の推計や整備効果の検討を行うとともに、事業化に向け、国・県等の関係機関と協議を進めていきたいと考えております。続きまして、10ページをお願いいたします。神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、かすみがうら市とともに、神立駅周辺地区において、土地区画整理事業によりまして、西口駅前広場及び神立停車場線などの都市基盤を一体的に整備することにより、質の高い市街地の形成を目指しているものでございます。令和3年度につきましては、駅前広場の工事などを進めていく予定となっております。続きまして、11ページをお願いいたします。まちなか定住促進支援事業につきましては、定住促進を図る支援制度を活用いたしまして、居住人口の増加による活力とにぎわいのある中心市街地の再生を図るものでございます。本事業の内容といたしましては、中ほどにございますとおり、①賃貸住宅家賃補助、②住宅購入補助、③住宅転用補助の3つの補助を行うことにより、中心市街地への定住促進を図ってまいりたいと考えております。続きまして、12ページをお願いいたします。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業についてでございますが、土浦港に隣接する川口二丁目地区の京成ホテル跡地につきましては、官民連携による観光拠点を整備することにより、中心市街地の活性化と賑わい創出を目指すものでございます。本年度につきましては、民間事業者による誘客・集客施設等の整備可能性につきまして、サウンディング型市場調査などの対話を行い、検討を進めてまいりました。令和3年度につきましては、コロナの状況を見ながらとなりますが、市有地の活用を図るため、民間事業者の公募など、民間活

力による事業化に向けた手続を進めていければと考えております。13ページをお願いいたします。中心市街地まちなか再生調査事業につきましては、中心市街地活性化基本計画の中で、趣・おもてなしゾーンとして位置付けております中央地区におきまして、地域の特性を活かしたまちづくり施策の検討を行うことにより、地区全体の活性化を目指すものでございます。令和3年度につきましては、中央地区の現状や課題、優位性等を分析した上で、まちづくりの方向性、事業モデルの検討等を行うなど、地区の活性化に寄与する事業についての検討を進めてまいりたいと考えております。都市計画課からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。引き続きご説明いたします。資料では14ページをお願いいたします。橋梁耐震対策・橋梁長寿命化修繕事業でございます。こちらの事業は、継続事業でございます。事業の目的といたしましては、橋梁の耐震性を向上させることで、災害時における避難路や緊急輸送路を確保するとともに、市が定める長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕を行うことで、道路の安全性を確保するものでございます。事業の概要でございますが、これまで耐震補強につきましては、緊急輸送路やJR常磐線などに架かる耐震化予定の34橋のうち、20橋の耐震補強を施工しております。また、長寿命化修繕事業につきましては、昨年度、全240橋を対象とした橋梁長寿命化修繕計画を見直したところであり、これまで20橋の長寿命化修繕工事を施工しております。新年度の事業内容としましては、昨年12月議会で陳情のありました新川5号橋の設計及び工事のほか、2橋の長寿命化詳細設計と継続して実施しております土浦二中の東側、国体道路に架かる東真鍋1号橋の落橋防止工事のほか、2橋の耐震補強及び長寿命化修繕工事を進めていく予定でございます。このほか、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる常磐線3号橋、通称2番橋の架け替え工事につきましては、来年度から令和7年度までの5か年をかけましてJRへの委託工事として進めていく予定でございます。今後につきましても、令和4年度までに、緊急輸送路などに架かる24橋の耐震化と、32橋の長寿命化を計画的に実施していくことで、予算の平準化と維持管理費用の削減を行いながら、将来にわたり、道路の安全性と信頼を確保していくものでございます。続きまして、資料では15ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。こちら、継続事業でございます。この事業は、狭い生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設工事などを計画的に実施するものでございます。事業の概要といたしまして、現在までの整備状況でございますが、市道の延長約1,527キロメートルに対しまして、約730キロメートルが改良済でございまして、改良率といたしましては、47.84パーセントとなっております。新年度の整備予定でございますが、地元からお預かりしております整備要望に基づき、24路線、延長2,730メートルの道路改良工事と改良工事に先立って実施する測量調査及び実施設計など17路線、延長2,538メートルを進めていくものでございます。公有財産の購入及び物件移転補償並びに鑑定・登記料は、拡幅用地の取得などに要する経費でございます。今後につきましても、生活道路の整備を計画的に進めることにより

日常生活の利便性向上や地域環境の改善を図り、歩行者と自転車の安全と、緊急車両の通行を確保してまいります。道路建設課は以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、サイドブックの17ページ、資料番号の16ページをお願いします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路や小規模排水路の計画的な整備により豪雨による道路冠水などの解消とともに生活環境の改善を図るものでございます。事業の概要としまして、1つ目の都市下水路整備事業につきましては、平成22年度から西根竹の入都市下水路の整備を継続しており、平成24年度からは防衛省の特定防衛施設周辺整備、調整交付金を活用し、年次計画により整備を進めております。2つ目の小規模排水路整備事業は、都市下水路の整備と同じく、浸水対策の一環として、地元からの整備要望などに対応しており、令和2年度につきましては、平成29年度から継続しております田中三丁目地内の排水路整備及び小松一丁目地内の排水路工事を実施いたしました。令和3年度につきましては、虫掛地内及び中荒川沖町地内の排水路整備に伴う実施設計を予定しております。続きまして次のページの資料番号17ページをお願いします。公共下水道（汚水）整備事業でございます。この事業は、計画的な公共下水道の整備により、生活環境の向上と霞ヶ浦や河川などの水質保全を図るための事業でございます。本市における令和元年度末の人口普及率は、88.1パーセントと、全国平均の79.7パーセント及び県内の平均63.0パーセントと比較して高い普及率でございます。令和3年度につきましては、上大津地区や右廻地区など、未整備地区の継続整備のほか令和元年度から3ヵ年計画により着手しました東筑波新治工業団地内の汚水ポンプ場の新設整備を継続してまいります。続きまして次のページの資料番号18ページをお願いします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。この事業は、市街化の進展に伴う降雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましては、現在、2つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが、1つ目の木田余1号雨水幹線の整備につきましては、JR常磐線の横断工事が平成29年度に完了し、現在、常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間を整備しております。2つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、この路線につきましては、平成29年度から令和2年度末までの4ヵ年事業としてJR東日本に委託しておりました、常磐線の横断工事が今年度末、完了予定のため、引き続き、西側上流区間の整備を継続してまいります。また、菅谷地区で整備中の雨水調整池の新設工事につきましても、計画的に継続してまいります。下水道課は、以上でございます。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。引き続きサイドブックで20ページ、紙の資料で19ページを御覧ください。常名虫掛線街路事業です。本事業は、並木地区から虫掛地区を結ぶ延長約2キロメートルを整備するもので、本年度は、交差点改良工事を実施し、昨年10月に常名運動公園に隣接する路線について、暫定形で新たに供用したところです。令和3年度は、県道小野土浦線区間及び流末排水路の詳細設計や用地測量を実施し、残る未整備区間の事業化に向けて事業を進めます。サイドブックで21ページ、紙の資料で20ページを御覧ください。荒川沖木田余線（I期）整備事業で

す。本事業は、国道354号から流域下水道事務所前の真鍋神林線交差点までの延長1,300メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備を行うものです。本年度は、用地買収及び拡幅部の地盤改良工事を進めており、懸案でありました用地買収については、今年度全ての土地の買収が完了しました。令和3年度は、道路改良工事を進めてまいります。次、サイドボックスで22ページ、紙の資料で21ページを御覧ください。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業です。本事業は、都市計画道路真鍋神林線交差点から県道土浦港線までの延長630メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備を行うものです。本年度は、道路予備設計及び橋梁予備設計を実施し、先日、茨城県に事業認可申請をしたところです。令和3年度は、道路詳細設計及び橋梁詳細設計、地質調査等を実施し、早期の整備を目指しております。次、サイドボックスで23ページ、紙の資料で22ページを御覧ください。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）です。本事業は、都市計画道路中貫白鳥線から神立病院東側を通過しかすみがうら市行政界に至る、未整備区間を整備するもので、道路整備により、南北軸の道路ネットワーク強化を図るとともに、神立小学校の通学路として、児童の安全を確保します。本年度は、用地買収及び物件補償等を実施しており、令和3年度も、引き続き用地買収及び物件補償等を実施します。公園街路課の説明につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

○岡田建設部長 本日、水道課長が所用により欠席していますので、代わって説明をさせていただきます。23ページをお願いします。水道事業会計の配水管施設整備事業及び老朽管更新事業でございます。生活環境の改善と公衆衛生向上のため、送配水管の計画的な整備を行い、未給水地域の解消を図るとともに、安心・安全な水道水を安定供給するための相互連絡管路の充実を図ります。また、更新基準を経過した排水管の計画的な更新を行います。新年度におきましては、排水施設の整備事業としまして4路線延長1,565メートルの新設工事を実施いたします。また、老朽管の更新につきましては10路線、延長2,820メートルの更新工事を実施します。説明は、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○平石委員 一点確認をしたいのですが、花火競技大会なのですが感染対策をしっかりと計画していきますということなのですかけれども、開催の可否はいつ頃を検討されているのでしょうか。

○羽成商工観光課長 イベント開催につきましては、事前に茨城県との協議が必要になりますが、来年度6月くらいに第1回目の実行委員会を予定してございます。その頃に県、国の開催基準がどのような形になっているかを踏まえまして、今年度もぎりぎりまで開催を探ってまいりましたが、同じような形でしっかりと進めてまいりたいと思います。

○平石委員 はい、ありがとうございます。

○勝田委員長 ほかにございますか。

○柳澤委員 地域公共交通確保維持改善事業について、中村西2地区で、試験運行をするという話になっていますが、まず試験の期間は2年間でしたっけ。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。試験運行の件につきましては、具体的に現時点では決まっておきませんので、これからそういったものも含めて検討させていただくものでございます。

○柳澤委員 まず、この期間を決めるのは非常に大事な話なので、ずるずると3年も5年もという話ではなり得ないので。それともう一点、新治の件があって、一貫して3割なんかは無理だと、地元負担を経費の1割まで抑えなければコミュニティーバスは成立しないよと言い続けてきたのですが、当然そういうこともですね、頭に入っていて、その上での今回の計画だと思うのですが、実際に試験運行期間を定めて実験をし、本格的な運行をしますよというその際に、一番大きいのは、この運賃なんですよ。この辺は、その後どのように検討されてきたのでしょうか。

○飯泉都市計画課長 はい、地域公共活性化協議会の方で、10月に新規バス路線の運行のエリアについて協議をしていただきまして、その後、中村南、西根南地区ということで地元の地区長さんと打合わせをしまして、コロナの関係もありまして本来、皆さんで集まって話し合いをしていきたいところだったのですが、なかなか皆さんで集まっていたく形が難しかったものですから、書面でやりとりをしております。現在地元の各地区から代表の方を3名ずつ選んでいただきましてその地元の方達と協議をして資料の作成をしております。

○柳澤委員 そうじゃなくて、行政の方で地元負担は何割だよ、ときちんと決めておくべきだと思うんだよね。それは担当課の方で、このぐらいは運賃で出してほしいという腹づもりはあるはずなんだよね。それが新治のときは3割だったのよ。それじゃあ無理だからせめて1割。でなければこういう交通網は成立しないと思うんだよ。その辺を今の説明の中で全然答えが出てこないんで、どうなんだいと。もう一回それを。

○飯泉都市計画課長 柳澤委員がおっしゃるとおりで、試験運行が何年か、その後本格運行になるための条件は試験運行を始める前に、そういった運賃の部分ですとか地元負担の部分。そういったものも含めて事前に整理をした上で試験運行が始まらないと、その後本格運行に至るところがございまして、そういった部分も現在整理をして準備を進めているところでございます。

○柳澤委員 交通網は、以上です。北インターの企業誘致について、当初の計画では北インターを起点にして半径3キロ以内が対象になるという話だったのですが、今回は、具体的に企業立地促進補助金3,000万という数字が計上されているんですが、ということは一般的に考えると北インター周辺に企業が進出したいという意向があったんだろうというふうに考えるのですが、この点についてはどうでしょう。

○飯泉都市計画課長 本年度につきましては、インターチェンジ周辺地区ということで北インター周辺というタイトルにはなっておりますけれども、インターチェンジ周辺地区桜インターも含めて後は主要幹線道路も含めてですね、土地の利用状況ですとかそういうものを踏まえて候補地の検討を行っております。そのような中で、企業立地補助金につきましては、今年度初年度がありますので民間企業にアンケート調査を実施したところ、土浦に関心を持っている企業もございますので、来年度以降もそういった部分については企業の方と個別にヒアリングなどもやりながら、候補地の選定もこれから具体的に絞り込んでいくような形になると思いますので、具体的に補助金に関しましては新規で立地する企業、後は事業規模拡大に関しましてもそういった補助制度を行うことによって企業に立地していただく環境をまず短期的にこういったものができるかという補助制度創設をしたという考え方でございます。

○柳澤委員 北インター周辺と桜土浦周辺というのは開発の手法がおのずと違ってくると思うんですね。昨年桜インター周辺の地権者の調査をしてもらったね、結構な数があるびっくりしたのですが当然条件としては、桜土浦インター周辺の方がはるかに企業にとっては条件が良さそうに見えるんですね。六郷バイパスも東大通りまでは開通しているし、東大通りからも一部工事が始まっているしね。もう少し桜土浦インター周辺、あそこね、16町歩から20町歩くらいの雑木林があるんですよ。あそこをもうちょっと本腰を入れて計画を進めていかないと、インターチェンジ周辺に立地を望む企業というのは流通系が多いんだろうと思うんですけども、最近新聞を見ると、ある程度出る企業は出てしまったのではないかという記事もあったように見ていたんですが、せっかくの好立地なのでですから、もっともっと積極的にこの事業に力を入れて進めていくべきではないのかと。北インターよりも桜土浦周辺に力を入れていったほうがいいのではあるまいかという気がするのですが。だいぶバイパスの工事によって周辺の地価も上がっているようなのですが、時間とともに地価も上がってしまうし、開発ができなくなってしまう可能性もあるので本腰をやってもらいたいと思うのですがどうでしょう。

○飯泉都市計画課長 当初は北インターということでスタートしていたところですけども、やはり桜インターについても上位計画でも位置付けはございます。そういったことも踏まえまして今年度、桜インターチェンジ周辺も含めてある程度一覧の土地もございますので、そういった土地の現況ですとか利用状況を確認しながら本年度の検討を行っております。来年度も引き続きこちらについては予算を頂ければ、2年目ということで今回の検討を進めてまいりたいと思いますので今回の柳澤委員の御意見を踏まえまして引き続き検討をさせていただければと思います。

○寺内委員 土浦ブランドアッププロジェクトなんだけれども、これはふるさと納税の返礼品になるのかな。

○佐藤農林水産課長 ブランドアッププロジェクトは、農林の所管ですけれども、土浦ブランドに限らず土浦の名品をふるさと応援寄付金の返礼品でお返ししているところがございます。

○寺内委員 それは分かるんだけど、例えば土浦を広くPRするという時に、そういうものを活用しないで、どうやってPRするの。東京駅で土浦のフェスティバルをやりますというような限りはなかなかPRできないと思うんだよ。マスコミか何かを利用しない限りはね。ところがやはりふるさと納税で来てくれた人には、日本全国から来てくれるわけだからPRしなかったらいけない。今のままではPRをどこでやるんですかという話になってしまう。土浦でやっても地元の人になってしまうから、そういうことをやる時に何かのイベントと一緒にやりますとか、単独の事業でPRするのは無理だよ。こういうものは返礼品でPRしていかないと、土浦市が後押ししてるようには見えない。だからやっぱり、企業が一生懸命努力しているんだから、返礼品に使ってやれば、役所がそこまでやってやらないと。予算が140万そこらではできないと思ったから聞いたんだけど、案の定そうだよ。いろいろなものあるんだからいろいろなものを返礼してますなんていってるんだもの。佐藤課長、やる以上は土浦ブランド認定して、そういうものを広く日本に発信することを考えなくちゃ。これは要望でいいよ。私らがコザに行ったときには、市の方でどんどんPRしていたよ。7つぐらいしか銘柄がなかったけれども。土浦市は二十何品認定したんだから、どんどんPRしてやらないと。答弁はいいよ、そのことをしっかり頭に入れておいてください。

○柏村委員 寺内委員のおっしゃる活用は、次の全国花火大会の70数万人とかこういうところでの活用はできないのかなあとと思いながら、今話を聞いておりました。それで本題に戻ると、3ページの事業の目的の総合的な費用対効果というのは、出されていないんですね。一番最後の期待される効果、成果目標等に経済的な効果も高くと書いてあるけれども、これを具体的にトータルでどういう柱を立てて経済的な効果があるか。昔は食料という、弁当を買ってくれるのかなあとという話も出たことがありますけれど、そういうことの具体的な柱を作って、それに対する効果を出していただかないと非常に抽象的で終わってしまうわけですね。その辺はいかがですか。

○羽成商工観光課長 花火の具体的な経済効果につきましては、ここしばらく検証ということで数値的なものをとっていないのが実情でございます。昨年一昨年と中止になった状況もございまして、そういったところも踏まえましてよく検証してまいりたいとございます。委員おっしゃいましたように、当時やはり飲食の関係それから宿泊の関係もろもろ数字を出したものがございましてそちらについては改めて中身を確認したいと思います。

○柏村委員 はい、よろしく申し上げます。

○内田委員 いくつか質問させていただきます。まず荒川沖木田余線、前の話になって申し訳ないんですけど、元は、ここは県道だったんですよね。で、いつの時に整理するときには県の仕事を、備前川を境に土浦市がそれを受けて工事をやったという経緯が前にありました。それを3車線から4車線にしましょうというので今やっているわけですが、ここは今市道になってるんですけど。もし県道ならば、その負担金を半分市が払っているわけだよね、県道なのにどうなのよと今、ちょこっと思ったんですけど。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます、荒川木田余線につきましては、荒川沖地区から木田余地区までの都市計画道路でございます、そちらについては、県道、市道が入り混じっている都市計画道路でございます。内田委員から話がありました小松坂下までが土浦竜ヶ崎線ということで県の方で整備をやってもらいまして、影響範囲で備前川までは、市道なんですけれども県の方で整備をやっていただいたところでございます。で備前側から駅東駐車場までが市道で、市で整備しました。未整備の区間ホテルロープの所から土浦港線ということで陸橋に上がる手前までが県道で、今回Ⅱ期事業で整備する区間でございます、資料で21ページにございます。こちらの青い部分が、県でやる土浦港線を含めて立体から降りたところまで、大貫パン屋の手前までが県の事業でありまして、後国道354号線までが市道ということで、市道と県道が入り混じっているような状況で、それぞれの区間で道路管理者が整備を進めているということになっております。

○内田委員 県道なのか市道なのか分からなかったもので、こういう質問をしたのです。要は、市道は市が、県道は県がやるということだということですね。ところで、この県の整備は進捗状況の見通しはどうですか。

○室町公園街路課長 資料の21ページにございますが、荒川沖木田余線のⅡ期整備事業区間につきましては、市道と県道が入り混じっているところで、先程説明させていただきましたが、今年度事業認可の申請を市と県ともに事業認可の申請をしまして、一緒に整備を進めていくということでございまして、来年度は詳細設計をやって、再来年に用地測量をやって、それ以降に用地買収を進めながら整備を進めていくということでございます。

○内田委員 分かりました。それと、いいですか。北インターチェンジ周辺の企業立地促進補助金というのが入ってるんですがこれはどういう使い道なのか。中身を教えてくださいませんか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ただいまの御質問ですね、新たに行います企業立地促進補助金にどういったものが対象になるかというものでございます。資料で2ページの今年度事業内容の3行目にございますけれども。こちらについては立地企業の行うインフラ整備の費用の一部を助成しようという内容となっております、

具体的には例えば一定規模の開発に関しては調整池が必要になったり、また接道が必要になったりといったインフラの整備の費用の一部を助成させていただくというもので、立地していただきやすくなるというものでございます。以上でございます。

○内田委員 もうひとつ。ITオフィス環境整備っていう話があるんですが、これはビルを借りてIT企業が入る時にITオフィスに適したフロアを作るときの整備の2分の1を出してくれるということによろしいんですか。

○羽成商工観光課長 こちらの事業につきましては県の方でも先行して本社機能の移転でありますとか優遇措置が様々ございます。やはり、企業のオフィス移転に結びつくものとして委員がおっしゃられましたように、未整備のテナントビルの助成を行い、それによって企業の方が移転しやすくなるような形で進めたいというものでございます。

○内田委員 これはタイトルには空きオフィスということがタイトルに入っていないんですが、新築もこういうものが該当するのでしょうか。

○羽成商工観光課長 今のところ、こちらの補助要件等に関しましては県のほうの状況を、新築か新築じゃないものを補助していくかを詰めてまいりたいと思っております。

○内田委員 例えば本社機能を移したい。移したいもんだからビルを建てたい。その時のOAフロアの部分は補助してもらえるのだろうか。そうではなくて、小規模で空いてるオフィスのこじんまりした話というだけかな。

○羽成商工観光課長 現時点におきましては、新築や大規模な移転ということではなくて市内に立地してございます空きテナントでありますとか、そういったところをまず対象に考えているところでございます。

○内田委員 要するに空きビルを埋めていこうという政策ということによろしいですね。

○勝田委員長 ほかにございませんか、私からもよろしいでしょうか。飯泉都市計画課長に千代田神立ラインのバスの件なんですけれど、この予算は昨年度同様でしょうかということがいつてん。それから、土浦地区も走っていますので土浦市民の方もいらっしゃると思うんですけれども、利用率とか利便性の向上を考えますと、ぜひ土浦市の利用者の方の御意見、常磐線との接続の問題、始発の時間等、おおつ野地区住民の方で使う方もいらっしゃると思うんですが個別には聞いておりますけれどもその辺の利便性の向上を図っていただくように、これはお願いなんですけれど、今度も検討いただきたいということ。聞きたいのは、昨年と予算も同様でしょうかということをお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。千代田神田ラインのですね、市の方で補助金を出してございますけれども、前年と比較してどうかについては、この後3月議会の補正の所でもお話をさせていただきますけれども、やはり、コロナウイルス感染拡大の関係でですね、乗車人数が減っていた部分もございまして、少し増額をさせていただくような形でお願いをするものでございますが、それに比べますと令和3年度につい

ては、見込みとしては令和2年度よりも利用者が増えて下がるという見込みで金額の方を積算させているものでございます。以上でございます。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございます。ほかにございますか。1時間経過いたしましたので、休憩をしたいと思います11時5分から再開をさせていただきたいと思えます。

(11時00分休憩)

(11時05分再開)

○**勝田委員長** 次に、②令和2年度土浦市一般会計補正予算(第16回)(案)について執行部から説明願います。

○**羽成商工観光課長** 続きまして、令和2年度土浦市一般会計補正予算(第16回)(案)について説明いたします。②令和2年度土浦市一般会計補正予算(第16回)(案)についてというファイルをお開き願います。サイドブックのページでは2ページ目、資料の下に記載してあるページでは1ページです。こちらの補正につきましては、地方創生臨時交付金を活用しました新型コロナウイルス対策に関連するものとなっています。一つ目の土浦市勤労者総合福祉センター整備事業ですが、こちらは、公共施設の和式トイレの洋式化を図り感染リスクを軽減していく事業です。本施設の、既存の和式トイレ12か所を改修することに伴う工事費1,355万2,000円を計上するものです。なお、工事につきましては、本年度中の契約、工事実施が困難でありますことから、繰越明許事業にございますように未契約繰越とさせていただくものです。続いて、二つ目の持続化給付金及び家賃支援給付金支給事業ですが、こちらは、5月の臨時会におきまして国の給付金が受給できない方々を救済するための本市独自の給付金として補正を行ったものです。今般、新型コロナの影響が長期化し、国の給付金を受給できる事業者が増加しましたことから、本市給付金の支給見込み減少に伴う不用額1億6,882万8,000円を減額補正するものです。なお、国においては既に申請の受付が終了しておりますが、本市では、3月まで申請を受け付けてまいります。続きまして、サイドブックの3ページ、資料記載ページでは2ページをお願いします。観光施設新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、先ほどのワークヒル同様、和式トイレの洋式化や手洗場のセンサー化を行い感染リスクの軽減を図っていく事業です。まちかど蔵野村1か所、小町の館2か所のトイレ改修と、まちかど蔵大徳手洗場改修に伴う工事費165万3,000円を計上するものです。ワークヒル同様、工事につきましては、本年度中の契約や工事実施が困難でありますことから、未契約繰越とさせていただくものです。

○**佐藤農林水産課長** 引き続き同じ資料の4ページをお願いします。こちらにつきましては、商工観光課同様、国の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金で10分の10の事業で、説明欄にもございますように、県外に親元から離れ下宿する学生さんに対

しまして、コロナ禍の生活応援、それから土浦ブランドのピーアール。それからUターンを促す目的をもって土浦ブランドのお蕎麦、醤油、それからレトルトカレーなどと、自炊応援ということでお米などの運搬及び包装の委託等を行うものでございます。応募はホームページ上で行いまして、500人分を用意する予定でございます。続きまして、5ページです。繰越明許事業でございまして、現在新型コロナウイルス感染症ウイルス対策の事業ということで、予算を頂くのが3月末で、執行できるので年度末になりますことと、新入生が入るのが4月ということで、そこから募集をかける必要がありますことから、繰越明許費を設定させていただくものでございます。農林水産課は、以上でございます。

○室町公園街路課長 引き続き、令和2年度第16回補正予算（案）について、説明いたします。公園街路課では、4事業につきまして、補正をお願いするもので、4事業共に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額補正となっております。まず上の箱、7款土木費、4項都市計画費、2目都市施設管理費、都市施設管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、一番右の列の説明欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策として飛沫防止のため、4か所の公衆トイレの和式便器を洋式便器に交換するものですが、荒川沖駅東口公衆トイレにつきましては、老朽化が著しいことから、既設トイレを撤去し新設する計画となっております。その下、10目公園費、公園費関係新型コロナウイルス感染症対策事業、につきましても、公衆トイレと同様に、市内9か所の公園のトイレ及び水道の改修工事を実施するための補正となります。サイドボックスで8ページ、紙の資料で7ページを御覧ください。上の箱、10目公園費、霞ヶ浦総合公園関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきましても、説明欄の一つ目のポチの先ほどと同様に、トイレの改修工事を実施するほか、ポチの2つ目の霞ヶ浦総合公園施設改修工事費として、水生植物園の木道及びローラー滑り台については、経年劣化が著しいことから、それぞれの施設を改修して、今後も観光資源として更なる活用が図られ、地域経済の活力向上に寄与するものです。

次に下の箱は、12目、都市緑化事業費、都市緑化事業費関係新型コロナウイルス感染症対策事業については、説明欄にございます小野生活環境保全林散策路改修工事費につきましては、小町の館から朝日展望公園に至るハイキングコースの一部にある木道について、木道の敷き板、手すりの劣化がみられることから、木道の改修により散策路の安全を確保すると共に、ハイキングコースが観光資源として活用され、地域経済の活力向上に寄与するものでございます。次に、繰越明許事業（案）につきまして、御説明させていただきます。ただいま御説明させて頂きました補正予算の4事業につきまして、令和2年度中の契約及び工事の実施が困難なため、繰越措置をお願いするものです。この資料の写真にあるように、荒川沖駅東口公衆トイレについては、現在の既存のトイレを撤

去し、プレハブ店舗Aの場所にユニット型のトイレを設置する計画です。サイドブックで13ページ、紙の資料で12ページをご覧ください。霞ヶ浦総合公園の水生植物園の木道及びローラー滑り台の老朽化した状況が分かる写真となります。サイドブックで14ページ、紙の資料で13ページをご覧ください。このページは、改修を計画しております、小野生活環境保全散策路の木道の状況写真となります。私からの説明は、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員

室町課長、洋式の便器に交換するのは分かるんだけど、蓋付きってあるけれど、便座って交換するときには蓋は付いてるんじゃないの。大体、蓋って付いてるんじゃないかなと思うんだよ。全部、蓋付きにしてやったらいいんじゃないの。

○室町課長 今回は、和式のを様式に交換するんですけど、蓋付きの洋式のトイレに交換するというものでございます。

○寺内委員 という事は、全部蓋付きの様式に変わるってということなんだろう。どうせ交換するんだったら全部蓋付きにしてやってくれ。

○内田委員 関連してトイレの話なんですけれど、この新庁舎のトイレは蓋が付いていませんよね。あとJRとかジェット旅客機のトイレも蓋が付いている場合とない場合がありますが、あれは吸い込み式だからだよな。この新庁舎のトイレは吸い込むんだよな、だから蓋が付いていないのかなあと理解しようと努めているんだけど、実際どうなのかと言う疑問はあります。これって今、世界一のコンピューターが飛沫を計算してるあれがあるようだけれど、いずれにしてもあの便器がメーカーに問い合わせで大丈夫かどうかというのも理解しとく必要があると思うんだ。副市長、ちょっとチェックしておいてもらったほうがいいと思います。寺内委員が言ってるんだけど、現在蓋つきでない和式のを全て蓋つきの洋式のものにするという理解でいいんだね。蓋つきでない洋式のトイレも全部取り替えちゃうんだよな。

○室町課長 そちらについては、今回の事業に予定しておりませんが、蓋がついていない洋式のトイレに蓋が必要であれば一緒にやりたいと思います。

○内田委員 課長、便座の交換っていうのがあるんだよ。要するに便器の交換をするって書いてないんだよ。そこを聞いているんだよ。寺内委員もそのことで多分聞いたんだと思うんだけども。

○室町課長 大変申し訳ございません。便座については、蓋がないものについても蓋付きのものに交換するという事です。

○内田委員 だから、便器は取り替えないわけでしょ。そこが大事なんだよ。便器は取り替えないで、上に付いている便座をフタツキの便座に取り替えるというわけだよな。

○勝田委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 それでは次に、③令和2年度土浦市一般会計補正予算(第17回)(案)

について、執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 続きまして、令和2年度土浦市一般会計補正予算(第17回)(案)について説明いたします。③令和2年度土浦市一般会計補正予算(第17回)(案)についてというファイルをお開き願います。サイドブックスのページでは2ページ目の左側、資料の下に記載してあるページでは1ページです。まず、歳入ですが、表の1つ目と2つ目の予算増減443万9,000円につきましては、中心市街地の開業支援事業に係る国の補助金でございまして、この度、国の制度再編により現行の社会資本整備総合交付金から新たに都市構造再編集集中支援事業費補助金へ移行することに伴い、予算の付け替えを行うものです。表の3つ目、花火大会協賛金につきましては、大会自体が中止となり歳入はございませんでしたので、当初予算の2,100万円について減額するものです。続きまして、サイドブックスの2ページの右側、資料記載ページ2ページをお願いします。表の1つ目の産業祭、そして2つ目の中心市街地商店街シャッターアートにつきましても新型コロナの影響により、事業を中止しましたことから、不用額について減額補正を行うものです。続いて、サイドブックスの4ページの左側、資料記載ページでは3ページをお願いします。食のまちづくり事業は、土浦カレーフェスティバルに係る補助金ですが、こちらも同様に事業中止に伴う不用額の減額です。サイドブックスの4ページの右側、資料記載ページ4ページをお願いいたします。こちらは、繰越明許となりますが、この負担金につきましては、茨城県が新たに創設した貸付制度に協調し、本市も貸付原資の一部を負担することで事業継続支援を行うということで、5月の臨時会におきまして、貸付金制度への市町村負担に係る経費5,600万円を計上させていただいたものです。この度、県におきまして、令和3年度も事業を継続する運びとなりましたことから、予算残額の繰越依頼を受けたものです。今年度の決算見込み残額3,500万円を繰り越すものです。

○佐藤農林水産課長 農林水産課でございまして。引き続き同様の資料を、5ページをお願いします。歳入につきましては、説明欄のとおり歳出の確定に伴う減額更正でございまして、6ページの中段から下にあります歳出から説明させていただきたいと思っております。こちら県費10分の中で行います新規就農者への補償及び農地の集積率に応じた補助でございまして、事業の確定による減額補正を行うものでございまして。その下でございまして農業近代化対策事業でございまして、優良種苗導入資金貸付金というものでございまして、種苗の導入資金を花き農家に、農協を通じて低金利で貸し付けまして、年度末に同額を償還してもらう事業でございまして。こちらについては本年度申込みがなかったため、歳入同様、全額減額補正するものでございまして。7ページでございまして。農業担い手育成対策事業でございまして。こちらにつきましては、事業内容のほうにありました第23回全国農業担い手サミットイン茨城ということでございまして、全国から農業担い手の方を招いて、研修や情報交換を行うサミットが行われますが、この件の実行委員会の負担金でございまして、コロナの影響

響により来年度に延期になったことから全額を補正減とするものでございます。林業振興対策事業でございます。こちらについては、森林湖沼環境税を活用した県補助によりまして本市では県産材のコスターなどを作成し、イベントなどで配布を通して県産材の啓発を行っていたものでございますが、今年度予算確定後に、補助がない旨の通知があったということで、事業の廃止による減額補正を行うものでございます。同じく下の林業対策事業でございます。こちらは、いわゆる身近なみどり整備推進事業ということでございまして、こちらでも森林湖沼環境税を活用した10分の10の事業で民有林の草刈り等を市が主体で行う事業委託でございます。本年度の整備面積確定による減額補正ということです。続きまして、8ページをお願いします。繰越明許事業でございます。繰越明許費をお願いする、一般地帯土地改良事業でございますが、説明欄にございまして下坂田地区排水路整備工事、こちらについては付近のレンコン農家の年末年始の収穫期を終えてから行うことが必要であったというものでありまして、その下、手野谷和原地区農道整備工事でございますが。こちらは県のりんりんロードの側溝工事と並行して行っている工事でございますので、市施工工事の農道整備工事と、それから、進入路について、県と市の施工区分について調整に日数を要したものであります。それから一番下でございますが小岩田西二丁目地区農道修繕工事は、既に契約済みでございますが、重機を搬入する関係上、隣接地で先行して行われているソーラーパネル工事の終了が4月となっていることから、4月から工事を行うというものでございます。いずれも、年度内完成が困難となったため、繰越明許費の設定をさせていただくものでございます。続きまして9ページでございます。こちらについては、土地改良区等指導育成事業ということで、これは木田余虫掛地区の農地基盤整備事業の来年度以降の国補助の採択に必要な地権者の方に対する農地利用、それから面積借地状況等の調査をまとめるという計画書でございますが、未回答者の方、それから本人の方がお亡くなりになって、相続になっている場合などの、調査票の取扱いについて、調整に時間を要しており、委託期間の繰越明拒否を設定させていただくものであります。農林水産課は、以上でございます。

○飯泉都市計画課長 はい、委員長。都市計画課でございます。16ページをお願いいたします。第17回補正予算(案)のうち、歳入につきまして、説明をさせていただきます。1つ目の地籍整備推進調査費補助金につきましては、事業費の確定によります国庫補助金の減額となるものでございます。2つ目のまちなか定住促進支援事業費及び3つ目の亀城モール整備事業費につきましては、国の補助制度再編に伴いまして、交付金から補助金への移行、そして、事業費確定に伴います増となるものでございます。4つ目のまちなか定住促進支援事業費及び次の17ページとなります亀城モール整備事業費につきましては、只今、ご説明しましたとおり、国の補助制度再編に伴いまして、交付金から補助金へ変更になりましたことによる減額となっております。17ページの2つ目協働のまちづくり基金利子につきましては、平成25年度に創設をしております協働のまちづくり基金の利子確定によります増となっております。3つ目の協働のまちづくり基金繰入金につきましては、本年度の協働のまちづくりファンド事業補助金額の確

定に伴います減額となっております。一番下の4つ目土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金剰余金につきましては、令和元年度分の事業費確定に伴います負担金剰余金の返還による増となっております。18ページをお願いいたします。続きまして、歳出について、説明をさせていただきます。1つ目のまちづくり活性化バス運行支援事業の補正についてでございますが、土浦駅西口を起点として3路線の運行を行っておりますキララちゃんバスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います運賃収入の減少が生じたことから、活性化バス運行事業補助金の増額補正をお願いするものでございます。2つ目の地域公共交通確保維持改善事業の補正につきましては、茨城県におきまして、複数の市町村をまたぐ民間路線バスに対しまして、国・県・沿線市町村による協調補助を行っていることですが、今年度の本市の負担額につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います運賃収入の減少が生じたことから、増額の補正を行うものでございます。また、今年度実施しております新規バス路線運行に関する調査につきましては、委託料の入札結果によりまして、差額分の減額も行うものでございます。3つ目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、中心市街地の活性化や景観形成等のほか、地域の活性化や魅力向上などに資する市民提案事業に対しまして、補助を行うものでございます。本年度につきましては、景観形成事業といたしまして、3件の活用がございましたことから、残額につきまして減額の補正を行うものでございます。4つ目の亀城モール整備事業につきましては、本年度、残る1名の地権者と契約が行われましたことから、用地補償等の鑑定料分につきまして、減額の補正を行うものでございます。13ページをお願いいたします。続きまして、繰越明許事業につきまして、説明をさせていただきます。1つ目亀城モール整備事業につきましては、地権者の物件移転におきまして、不測の日数を要しましたことから、亀城モール整備工事のⅡ期分となります工事請負費の繰越をお願いするものでございます。2つ目自転車ネットワーク整備事業につきましては、令和元年度に策定をいたしました土浦市自転車のまちづくり構想に基づき、案内標識看板の設置に当たりまして、関係機関との協議調整に不測の日数を要しましたことから、工事請負費の繰越をお願いするものでございます。1つ目の亀城モール整備事業の工事箇所につきましては、15ページとなっております。2つ目の自転車ルート案内標識設置工事につきましては、16ページとなっております。3か所の設置を予定しているものでございます。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○**浅岡道路管理課長** 御説明いたします。サイドブックスの24ページ別添資料3では23ページをお願いいたします。はじめに、左側の一般会計、歳入の補正でございます。上の枠の道路ストック修繕事業につきましては、舗装の打換などの修繕に要する経費に対し、国の防災・安全社会資本整備総合交付金の対象となるものでございますが、要望

額に対しまして交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。続きまして、下の枠の地籍調査事業につきましては、事業費に対しまして、国及び県からの交付金が県から一括交付されるものでございますが、交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。続きまして、右側の表をお願いいたします。別添資料ですと24ページでございます。こちらが、一般会計、歳出の補正でございます。道路ストック修繕事業につきましては、2目、道路維持費の14節、工事請負費でございます。こちらにつきましては、歳入の補正予算でも御説明しましたとおり、国の交付金が減額となったことから、歳出予算を減額補正するものでございます。道路管理課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き御説明いたします。資料では25ページをお願いいたします。はじめに、一般会計、歳入の補正でございます。一番上の枠と一番下の枠のバリアフリー特定事業をご覧ください。こちらにつきましては、現在進めております神立駅東口広場の改修等に要する経費に対し国から交付されるものでございますが、今年度におきまして都市再生整備計画事業制度の再編等を国が実施したことに伴い、国費の支出が交付金から補助金へと変更になったことにより、これに合わせるため、歳入予算におきまして、交付金で計上していた一番下の枠の予算を全額補正減し、新たに一番上の枠のとおり、補助金として計上し、100万円を補正増するものでございます。続きまして、中段の枠の橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業でございます。こちらの交付金につきましては、その名のとおり、橋梁の耐震補強及び長寿命化修繕に要する経費に対し交付されるものでございますが、当初予算額に対しまして、最終交付決定額が下回ったことに伴います減額補正でございます。続きまして、資料では26ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。枠の中の1行目、橋梁定期点検事業につきましては、委託先の一般財団法人茨城県建設技術公社及び国道管理者との協議に日数を要したことにより、年度内に完了することが困難となったものでございます。続きまして、2行目の橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては、耐震補強及び長寿命化修繕の設計委託2件と工事2件でございます。いずれも、国道6号の管理者ほか関係機関との調整に日数を要したことにより、年度内に完了することが困難となったものでございます。続きまして、3行目の道路新設改良事業でございます。測量調査や設計委託4件は、関係機関や地元との調整に日数を要したものでございます。また、改良工事12件、用地8件と補償6件につきましては、用地や補償交渉などに日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったものでございます。続きまして、一番下のバリアフリー特定事業につきましては、神立駅東口広場の改修工事でございます。JR水戸支社と工事内容の調整に日数を要したことから年度内完成が困難となったものでございます。事業ごとの詳細一覧と繰越案件の位置図につきましては、資料では66

ページまでとなっております。道路建設課は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○皆藤住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。サイドブックス68ページをお願いします。画面の左側になります。歳入の16款国庫支出金、4節住宅費交付金の補正でございます。補正理由については、説明欄記載がございます公営住宅建設等事業費社会資本整備総合交付金を活用し実施した西板谷住宅屋上防水改修工事、神立住宅屋上防水及び外壁塗装工事について、事業費が確定したため、当初予算との差額について、減額補正をお願いするものです。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、サイドブックの68ページの右側、資料番号の68ページをお願いします。一般会計事業の、繰越明許事業（案）でございます。下水道課につきましては、排水路維持管理事業及び小規模排水路整備事業の繰越をお願いするものでございます。1つ目の7款3項2目の排水路維持管理事業の繰越につきましては、天川一丁目の東側に位置する道路に埋設された永国西都市下水路につきまして、経年劣化に伴う管渠の改修のため、実施設計の委託及び管渠更生工事を実施するものでございますが、工事のための仮設用地など地元との調整に時間を要することから、繰越をお願いするものでございます。続きまして、2つ目の7款3項3目の小規模排水路整備事業は、田中三丁目地内の排水路整備工事でございます。排水路の整備に当たり、隣接地権者との境界確定などに時間を要しましたことから、工事請負費及び工事実施に伴う支障物の移設費などに要する補償補填及び賠償金の繰越しをお願いするものでございます。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。引き続き、令和2年度第17回補正予算（案）について、説明いたします。公園街路課では、3事業につきまして、補正をお願いするものです。この表の一番上の箱、7款土木費4項都市計画費6目神立停車場線街路事業費、その下、8目荒川沖木田余線整備事業費の荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業、その下、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業、共に、事業費確定に伴います補正減でございます。次に、繰越明許事業（案）につきまして、御説明させていただきます。このページの表、3事業につきまして、繰越をお願いするものです。7款土木費4項都市計画費7目田村沖宿線延伸道路整備事業費につきましては、供用した道路の中に国土調査時に公図に記載もれの土地があったことが判明し、国土調査の地図訂正完了後、その土地の買収を行っているもので、一部の用地買収については、用地交渉において不測の日数を要しているため、公有財産購入費で1件の繰越をお願いするものです。次、8目荒川沖木田余線街路事業費です。この事業につきましては、用地買収及び補償交渉において、価格の問題により不測の日数を要したため、工事請負費で3件、補償補填及び賠償金で1件の計4件の繰越をお願いするものです。次の9目木田余神立線街路事業費です。支障物件の移転補償において、用地交渉において、不測の日数を要したため、公有財産購入費で1件、補償補填及び賠償金で1件の計2件の繰越をお願いするものです。次のペー

ジ以降に、繰越調書及び位置図がございます。説明は、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**柳澤委員** 74ページの荒川沖木田余線の減額更正5,600万ね、補償費1,500万は置いといて、工事請負費が4,000万の減額があったわけだよね。今現在の最低価格というのは、設定価格の何パーセントか。

○**室町公園街路課長** すみません、契約については管財課のほうで。私は知識を持ち合わせていなくて申し訳ございません。

○**柳澤委員** 予算額が2億8,000万でしょ、この中には、工事費プラス補償費が入っているんだよね。そうするとこれが補償費が3,000万とか4,000万とかのレベルだと思うんだけど、そうすると請負費が4,000万強減っているというのは、落札率が予定価格の80パーセントくらいになっているのではないか。単純に安ければいいというわけではないんですよ。特に公共工事というのは皆さん御存じのように元請けが直接施工するわけではなく、間に2つも3つも入ってきちゃうのよ。実際に工事やるのは2次下請、3次下請になっちゃうでしょう。彼らは飯食えなくなっちゃうでしょう。だからこれ、あくまでも入札だからいくらで落札しようが構わないんだけど、今回の件がそれに該当するかどうかは別として、そういう発注の仕方を考えてやらないと、業者は死んでしまう。だから所管が違うんだろうけれども、多分85パーセントくらいだと思うんですよ。適正価格というのは、はたして何ぞや。どこに適正価格というものがあるのか、その辺をもう1回検討してもらっていかないと、後々大変なことになってしまいますよ。たまたまこの案件がそうなのか。

○**室町公園街路課** 補則説明させていただきます。荒川沖木田余線の事業の減額でございますが、補助金を活用している事業でございます。今年度に関しましては令和元年からの交付金の事業の予算、あと今年度の補助金の事業を組み合わせでやっております。今回の工事請負費の減額につきましては、入札業者からの減額というよりは補助金額の確定ということで、叩き合いでかなり落ちたということではなくて、やりくりで減額になったものでございます。

○**柳沢委員** ああ、そう。では今の話は取り消してください。そういう減額であれば教えてくれればよい。入札先だというふうに解釈をしていました。

○**寺内委員** 羽成課長、産業祭の事業があるよね。それで232万と計上してあるけれど、これ何で中止になっているのに、全額減額にならないのだろう。

○**羽成商工課長** 失礼しました。説明不足で申し訳ございません。産業祭については今年中止となったところがございますが、流用財源といたしました。プレミアム商品券の郵送に係る費用等が多く掛かってしまったものですから、財政のほうと協議をし、こちらの一部を流用財源として使用したものでございます。産業祭自体には金額は掛かって

いないという状況でございます。

○寺内委員 そうすると、カレーフェスティバルの50万もそうか。流用か。

○羽成商工観光課長 こちらについては、事業者部会のほうで代替企画ということで、カレーの食べ歩きができるようなマップの作成をしております、その費用でございます。説明不足で申し訳ございませんでした。

○寺内委員 だから、ちゃんと説明してくれないと。聴かれてから説明するんじゃないよ、議員から質問されてはじめて説明不足でした、じゃあ説明にならないよ、はい、結構です。

○柏村委員 令和2年度の第17回の補正予算、23ページ。これで地籍調査は、もう終わっていると思っていたら、まだとのことなので、その計画を教えてください。いつまでに終わるのか。

○勝田委員長 これは土浦市全体のということでよろしいですか。

○浅岡道路管理課長 地籍調査の計画でございますが、現在右叡地区に入っております。今後市街地、旧市街地となりますが、現在の計画でいきますと令和20年までの計画となっております。

○柏村委員 そうですか。令和20年まで達成されない主な原因はなんですか。

○浅岡道路管理課長 はい、土浦市の地籍調査は昭和33年、真鍋から長期にわたり事業を進めております。現在難しい地区に進んでいるところです。地籍調査は地権者の利害関係が絡むものですから、長期の計画となっているところでございます。

○柏村委員 令和20年で、あと何パーセントくらい残っているのか。

○浅岡道路管理課長 今の進捗ですと95.4パーセントです。

○柏村委員 分かりました。

○勝田委員長 よろしいでしょうか。それでは委員のみなさんにお伺いします。12時でございますが、まだかかりそうですので、一度休憩をはさんでよろしいでしょうか。午後の1時に再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(午前12時00分休憩)

(午後1時00分再開)

○勝田委員長 それでは再開いたします。次に、④令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(案)について執行部から説明願います。

○和田下水道課長 サイドブックの4番をお願いします。別添資料4、令和2年度土浦市農業集落排水特別会計、補正予算(第1回)(案)につきましてサイドブックの2ページ、資料番号で1ページをお願いします。はじめに、農業集落排水事業特別会計補正予算の第1回(案)でございます。1款1項1目の農業集落排水事業の補正でございます。この度、増額補正をお願いする事業は、農業集落排水事業 管理費関係、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。本市の農業集落排水事業につきましては、公共下

水道事業，区域外の農村地域におきまして，現在，6地区に設置された排水処理施設により事業を行っておりますが，処理場に流入する排水管路などの施設情報につきましては，現在まで紙ベースでの施設台帳のため，家屋の新築や改築など，宅地内から農集本管への接続に関する施設状況の確認は，窓口による対面での案内となっております。この度の補正内容につきましては，施設台帳の電子化により，インターネットを活用し，窓口以外での閲覧を可能とするものでございます。続きまして次のページの資料番号2ページをお願いします。繰越明許事業（案）でございます。農業集落排水特別会計における繰越明許でございます。この事業は，農業集落排水事業管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正に伴う繰越しでございます。なお，次のページの資料番号3ページは，農業集落排水事業の繰越事業一覧でございます。下水道課は，以上でございます。よろしくをお願いします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について，御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に，⑤令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）（案）について執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。サイドブックの5番をお願いします。令和元年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）（案）につきまして，サイドブックの2ページ，資料番号の1ページをお願いします。上側の一覧をお願いします。1つ目の補正につきましては，企業会計における収益的収支の1款3項5目の，その他特別損失におきまして，消費税の修正申告に係る納税額の増に伴い補正をお願いするものでございます。下水道事業につきましては，下水道使用料など，消費税納付に係る収支において税額を算定の上，毎年，国へ納めておりますが申告額の不足に伴い修正申告を行うものでございます。なお，事業費の内訳につきましては，消費税額のほか納期を超えた期間に掛かる延滞税を合わせた額でございます。続きまして下側の一覧をお願いします。2つ目の資本的収支における，1款1項3目の流域下水道事業費の補正でございます。この事業は，県が運営する霞ヶ浦浄化センターの施設工事などに係る建設費の一部につきまして，関係4市と1町により費用を負担するものでございますが，国の令和2年度予算の第3次補正に伴い，令和3年度に予定されておりました施設改築などについて，年度前倒しによる実施となるため，本市を含みました4市と1町の負担額が増額となるものでございます。また，財源の内訳でございますが，県で当初予定しておりました工事内容の変更などに伴い，起債対象工事費が増額となり，また，一般財源の対象は減額となるものでございます。下水道課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について，御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に，⑥令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回・第2

回) (案) について執行部から説明願います。

○**室町公園街路課長** 公園街路課でございます。⑥番令和2年度土浦市営駐車場事業特別会計補正予算(第1回・第2回)(案)について御覧ください。別添資料6 令和2年度土浦市営駐車場事業特別会計補正予算(第1回・第2回)(案)について御説明いたします。この補正については、一般会計の第16回補正と同じ国の交付金関係事業となります。はじめに、歳入です。80款繰入金80項一般会計繰入金80目一般会計繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額補正による一般会計からの繰入金です。続いて歳出の補正です。1款駐車場費1項駐車場管理費1目業務管理費、市営駐車場管理運営事業関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正につきましては、一番右の列の説明欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策として飛沫防止のため、土浦市営東口駐車場トイレの和式便器を洋式便器に交換するための補正でございます。繰越明許事業(案)につきまして、御説明させていただきます。ただ今御説明させていただきました補正予算の土浦駅東駐車場トイレ改修工事につきまして、令和2年度中の契約及び工事の実施が困難なため、繰越措置をお願いするものです。このページの位置図及び写真が今回補正をお願いします駅東駐車場のトイレの配置箇所及び入口付近の写真で、トイレは駐車場管理事務所側に設置してございます。続きまして、令和2年度第2回補正予算案について御説明いたします。はじめに、歳入です。1款使用料1項使用料1目駐車場使用料につきましては、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が増加したことや、活動自粛による駅前施設の休業があったことにより、駐車場利用が減少したため、駐車場使用料の減額補正をお願いするものです。続いて、歳出の補正です。1款駐車場費1項駐車場管理費1目業務管理費につきましては、説明欄を御覧いただきまして、工事請負費については記載の駅西口駐車場トイレ改修工事等の3つの工事について、事業費の確定に伴う減額補正です。その下の、歳入で御説明しましたが、歳入減に伴い、積立金及び繰出金の減額補正をお願いするものです。土浦市営駐車場の料金収入額の平成30年度から今年度までの比較表となります。表の右から3列目、令和2年度の列を御覧ください。4月からの料金収入額を見ますと、4月から5月にかけて非常事態宣言により利用者が減少し、夏から秋にかけて駐車場の利用が戻りつつありましたが、ここに来て少し利用の落ち込みが見える状況で、1月末のトータルは昨年度に比べると約7割弱となっております。2月・3月は、多少利用が増えることを期待して、前年の8割の収入を見込ませて頂いており、令和2年度末の収入予測は、約9,800万円としております。私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、⑦土浦市手数料条例の一部改正(案)について執行部から説明願

います。

○**櫻井建築指導課長** 建築指導課です。別添資料7土浦市手数料条例の一部改正（案）をお願いします。サイドブックは⑦をお開きいただき願います。サイドブックは2ページ、紙の資料の1ページで説明させていただきます。条例の一部改正の概要ですが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令が一部改正されることに伴い、手数料の設定が、見直しされたことによりまして、改正内容を条例に反映させるため、条例の一部改正をするものであります。改正の内容は、省エネ基準への適合義務化している建築物の対象が今までの延べ面積の下限が2,000平方メートルから300平方メートルに変更されることに伴う手数料の算定基礎が見直されたことに伴う改正、それから、エネルギー消費性能にモデル住宅法という手計算で行う簡易な評価方法が新設されたことに伴う改正で、それに係る手数料の追加であります。紙資料の2ページから17ページ、サイドブックの3ページから18ページまでが改正条文で、紙資料の18ページから88ページ、サイドブックの19ページから89ページまでが新旧対象表となります。建築指導課からは以上であります。審査のほどよろしく願います。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に、⑧土浦市建築基準条例の一部改正（案）について執行部から説明願います。

○**櫻井建築指導課長** 建築指導課です。別添資料8土浦市建築基準条例の一部改正（案）をお願いします。サイドブックは⑧をお開きいただき、サイドブックは2ページ、紙の資料の1ページで説明させていただきます。条例の一部改正の概要ですが、茨城県霞ヶ浦水質保全条例が一部改正されたことにより、土浦市建築基準条例で引用している表現の修正を行うことから条例の一部改正をするものであります。条例改正の内容としましては、生活排水の定義として専用住宅以外を除外対象に追加したものであります。紙資料の2ページ、サイドブックの3ページが改正条文で、紙資料の3ページから5ページ、サイドブックの4ページから6ページまでが新旧対象表となります。建築指導課からは以上であります。審査のほどよろしく願います。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に、⑨土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正（案）について執行部から説明願います。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。⑨の、土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正（案）につきまして御説明いたします。サイドブックの2ページ別添資料9ですと1ページをお願いいたします。今回の改正は、道路法の改正により道路の構造の一般的技術基準を定めている政令の道路構造令が改正されましたこ

とに伴い、市の条例も改正するものでございます。まず、道路構造令の交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたことに伴い、条例第31条に自動運行補助施設を加えました。自動運行補助施設とは、自動運転車の運行を補助する施設で、電磁誘導線や磁気マーカー等を使用して運行を補助するものです。イメージとしてはゴルフ場で使用されているカートと同様で、道路下に電線を埋設してその上を磁気センサーが装着された自動車が自動走行するものです。なお現在のところ、実証実験段階でありますことから詳細はまだ知らされておりません。もう1点目でございます。歩行者利便増進道路の指定制度が創設されたことに伴い基準を追加したものです。歩行者利便増進道路とは、賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できるよう歩道の中にカフェやベンチなどを置いてゆっくりできる空間を確保することを定めております。このことにより、条文を追加するものです。また、その他としまして、条ずれや文言の整理等につきまして、あわせて改正を行うものでございます。サイドブックスの3ページ、4ページ、別添資料2ページ、3ページが改正する条例の本文でございます。続くサイドブックス、5ページから11ページまで別添資料、4ページから10ページまでが条例の新旧対照表でございます。恐れ入ります、サイドブックスの7ページ、別添資料6ページをお願いいたします。左側の枠の上から8行目でございます、第31条の1が今回追加しました交通安全施設に関する条文でございます。続きまして、サイドブックス10ページ、別添資料9ページをお願いいたします。左側の枠の第42条が今回新たに設けられました歩行者利便増進道路に関する条文でございます。なお、改正条例の施行につきましては、公布の日からとなります。説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**柏村委員** 直接にはないんですけども、荒木田線は、両側に歩道があるけれども、あれは構造令で片側でもよいのでしょうか。

○**勝田委員長** これは室町課長の方からでよろしいですか。

○**室町公園街路課長** 公園街路課室町でございます。荒川沖木田余線につきましては、都市計画道路でございまして、道路構造令にならって幅員を決めているところでございます。今の質問は、片側歩道でもいいのかということかと思うのですが、歩行者の交通状況などを見ながら、場合によっては片側歩道というのもありえないことでは、ないところですが、あちらについては歩行者の動線確保という意味でも、交通量の多いところでございますので、両側歩道で計画したところでございます。

○**柏村委員** ときどき通るんですけども、蓮田をやっている人をちょっと見るくらいで、一般の人があそこを使っているところを見かけないように見受けられたものですから、構造令で片方だけというのができるのかと思ったわけです。

○**勝田委員長** ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、⑩土浦市水道事業給水条例の一部改正（案）について執行部から説明願います。

○**岡田建設部長** 別添資料10、サイドブックの⑩をお開きください。土浦市水道事業給水条例の一部改正でございます。1ページをお開き願います。内容は、水道法施行令の一部改正によるもので市町村以外の事業者が水道事業を行う場合、市町村と協議しなければならない人数が水道法施行令第4条に追加されたことによる条ずれにより、準用する条項の整理をするもので、公布の日から施行するものであります。具体的には土浦市水道事業給水条例第13条に規定する給水契約の申込に関する規定で準用する水道法施行令第5条が第6条に改正されたことにより、改正するものです。また、その他一部文言整理を行うものです。2ページが改正条例案でございます。3ページからが新旧対照表でございます。以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に、⑪常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結（案）について執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。サイドブックの⑪番をお願いします。別添資料11常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結（案）につきまして、サイドブックの2ページ、資料番号の1ページをお願いします。当該協定につきましては、令和3年度予算案の公共下水道雨水排水路整備事業にございました神立菅谷雨水幹線整備事業の関連工事でございますが、現在、神立中央二丁目地内で施工中のJR常磐線の横断工事につきましては、東日本旅客鉄道株式会社との施工協定により実施しているところでございます。この度の協定の一部変更につきましては、平成29年度から4ヵ年事業として実施してまいりました横断工事が、今年度末に完成となりますことから、工事経費の精算に伴い、協定額の変更を行うものでございます。右側の、資料番号2ページをお願いします。こちらの一覧は、施工協定の内容でございますが、協定の名称、工事場所、工事内容につきましては変更ございませんが、4行目の契約金額につきまして、上の行が変更前の額、下の行が変更後となりますが、精算、差額の1億4,506万7,771円の減に伴う変更協定でございます。なお、次のページの資料番号3ページと4ページは、変更協定書及び工事費の概算額調書でございます。下水道課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** 次に、⑫市道の路線の認定（案）について執行部から説明願います。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。⑫市道の路線の認定（案）につきまして、御説明いたします。サイドブックの2ページ、別添資料12の1ページをお願いします。今回、市道の認定（案）につきましては、真鍋二丁目11号線の1路線でござ

ございます。市道認定路線の概要でございます。開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が布設され、舗装も完了しております。恐れ入ります。サイドブックス4ページ別添資料3ページをお願いいたします。真鍋二丁目11号線は、土浦第二高等学校の北側に位置します、真鍋二丁目地内におきまして、株式会社ノーブルホームによります開発面積約2,980平方メートル、12区画の宅地分譲地内に幅員6.02メートル、延長101.58メートルの市道を認定するものでございます。以上、1路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 次に、⑬専決処分^⑬の報告について執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。⑬専決処分^⑬の報告につきまして、御説明いたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解2件でございます。サイドブックス2ページ別添資料13の1ページをお願いいたします。1件目でございますが、事故の発生日時と場所につきましては、令和2年11月9日の午後1時30分頃、2ページに添付いたしました土浦市立第二中学校の南側、木田余立体橋下に位置します土浦市木田余4783番1地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、道路補修事務所職員が、市道の草刈作業中にフェンスに立て掛けた養生ネットが倒れ相手方の車両のボンネットに接触し、4ページ左側写真の下にありますように、一部を破損したものでございます和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額12万4,916円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。職員による作業中でありますことから、安全管理はもとより、作業中の事故防止について所属職員に対し、周知徹底をしたところであります。2件目でございます。サイドブックス4ページの右側のページをお願いします。別添資料ですと4ページでございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和2年10月25日の午後6時30分頃、6ページに添付いたしました土浦橋の西側、桜川右岸の市道であります土浦市下高津三丁目298番地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道Ⅱ級11号線を走行中に、陥没箇所^⑬に右前輪が接触し、6ページ右側写真の下にあります写真のとおりタイヤ及びホイールを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額3万1,055円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、6ページの上にあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに補修をいたしております。説明につきましては、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 次に、⑭土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の

一部改正（案）について執行部から説明願います。

○佐藤農林水産課長 サイドブックの⑭， 1 ページをおめくりください。土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてでございます。こちらの改正理由でございますが，行政不服審査法の改正によりまして，この条例のなかで，賦課徴収に関する異議申し立ての根拠法令であります条項が改正されたことから，改正するというもので，改正内容は，第6条関係異議申し立てを廃止し，審査請求に一元化することと，審査請求することができる期間を30日から3か月に延長するというものでございます。その他文言の整理等でございます。なお，こちらにつきましては，平成28年に条例を改正するところでしたが，今般改正漏れが判明したことから，改正するものでございます。1 ページ資料，施行日でございますが，こちら訂正がございまして，4月1日ではなく，早急な改正が必要であることから，公布の日からとするものです。恐れ入りますが，御訂正をお願いいたします。以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について，御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○勝田委員長 続きまして次第の（2）報告事項となります。⑮入札案件について執行部から順次，説明願います。

○佐藤農林水産課長 サイドブック15ばん⑮，別添資料の15をお願いします。1 ページをおめくりください。農林水産課の入札案件でございます。りんりんロードの側道工事，手野町で行う県とその側道に接続する市の農道整備工事，こちらの施行区分，それから工事内容，予定価格が確定したことによりまして，今般入札を行うものでございます。こちらは先ほど補正予算で御説明しましたが，同時に繰越明許費を設定させていただくものでございます。以上でございます。

○飯泉都市計画課長 はい，委員長。都市計画課でございます。2 ページをお願いいたします。工事番号2，国補都計工第2号の自転車ルート案内標識設置工事につきましては，先程，繰越明許事業で御説明をいたしました，本市自転車のまちづくり構想に位置付けられております案内標識設置工事につきましては北から順番に申しますと川口2丁目地内でございますりんりんポート土浦内，土浦駅西口の駅前広場内，霞ヶ浦総合公園内の計3か所に自転車ルート案内標識の設置を予定しているものでございます。説明は，以上となります。よろしくをお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き，御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては，7件でございます。次のページ，資料では3ページをお願いいたします。国道六号11号橋耐震補強工事及び及び長寿命化工事でございます。工事の場所につきましては，板谷六丁目地内の旧6号沿いにありますセブンイレブンの手前から西側に入った場所でございます。工事概要としましては，国道六号を跨いでおります長さ31メートル，幅員6.5メートルのコンクリート製の橋につきまして，ま

ず耐震補強工事としましては、橋桁の落下を防止するための落橋防止装置の設置など、また長寿命化工事としましては、ひび割れ補修や、ジョイントの交換工事などでございます。続きまして、資料では4ページをお願いいたします。市道中高津一丁目20号線基礎調査委託でございます。委託の場所につきましては、天川団地入口交差点の東側に位置する中高津一丁目の生活道路でございます。委託概要としましては、延長150メートルの区間におきまして、現況幅員約1.8メートルの道路を、計画幅員5.0メートルに拡幅改良するための、測量調査でございます。続きまして、資料では5ページをお願いいたします。市道I級15号線流末整備に伴う基礎調査及び実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、土浦合同庁舎の南側に位置する殿里地内でございます。委託概要としましては、延長50メートルの区間におきまして、幅員1.5メートルの新たな流末排水路を整備するための測量調査及び設計委託でございます。続きまして、資料では6ページをお願いいたします。市道新治南144号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、藤沢団地の南側、池の大池の東側に位置する、藤沢地内の生活道路でございます。委託概要としましては、延長80メートルの区間におきまして、現況幅員約3.0メートルの道路を、計画幅員4.5メートルに拡幅改良するための、測量調査及び設計委託でございます。続きまして、資料では7ページをお願いいたします。市道新治南186号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、上坂田地内の県道小野土浦線から上坂田農村公園へと向かう、生活道路でございます。工事概要としましては、延長110メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6から5.0メートルの道路を計画幅員5.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、資料では8ページをお願いいたします。市道永国64・68号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、永国地内でございます住宅団地、桜の杜の北東側に位置する生活道路でございます。工事概要としましては、延長145メートルの区間におきまして、現況幅員約2.4から3.0メートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、資料では9ページをお願いいたします。市道大岩田94号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、土浦第三高等学校の西側に位置する大岩田地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長190メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6メートルの道路を、計画幅員5.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、サイドブックの10ページの右側、資料番号で10ページをお願いします。国補公下維の(委)第6号湖北処理分区他 管渠等点検調査業務委託でございます。この業務は、管渠施設やポンプ場施設の改築計画に伴い、老朽管渠などの劣化状況を調査する業務でございます。このたびの調査範囲につきましては、J:COMスタジアム周辺及び湖北地区に埋設された2,100メートル区間の管渠や203か所のマンホールについて、点検を行う業務でございます。つづ

きまして、次のページの資料番号11ページをお願いします。国補公下（雨水）第3号木田余1号雨水幹線整備工事でございます。この工事は、真鍋6丁目付近から木田余地区にかけての雨水排水につきまして、木田余ポンプ場から境川へ排水するための函路整備工事でございます。この度の工事は、昨年度の施工区間に引き続き、横幅3.5メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを39メートル区間、埋設する工事でございます。なお、今回の工事区間から南側に位置します、木田余ポンプ場までの工事は、施工済みとなっております。続きまして、右側のページの資料番号12ページをお願いします。市単公下第11号中村第三処理分区公共下水道（污水）撤去工事でございます。この工事は、国道6号バイパスの整備に伴いました、污水管渠の移設工事により、不要となった既設管渠の撤去工事でございます。なお、工事区間につきましては、国道6号バイパスの新設により影響が生じる、56メートルの区間でございます。下水道課は、以上3件でございます。よろしく申し上げます。

○岡田建設部長 位置図13ページをお開き願います。水道課からの配水管の新設工事でございます。工事箇所は、手野町地内、五中付近でございます。地元要望による配水管布設工事でございます。工事延長397.4メートル。口径50から75ミリの工事でございます。水道課は、以上です。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
（「なし」との声あり）

○勝田委員長 続いて次第の（3）その他となります。⑩工事発注状況報告については、各自、資料に目を通すこととし、説明は省略といたします。

○勝田委員長 続いて⑪土浦・阿見都市計画（土浦市）用途地域及び地区計画の変更について執行部から説明願います。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。別添資料17をお願いいたします。土浦・阿見都市計画（土浦市）の用途地域及び地区計画の変更につきまして、説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。1番、目的でございますが、都市計画につきましては、都市計画法に規定がございます都市計画基礎調査の結果や、社会経済状況の変化等を踏まえまして、都市計画マスタープラン等をもとに見直しを行うこととされておりますことから、この度、変更を行うものでございます。2番の（1）用途地域の変更につきましては、表に記載がございます3か所となっておりまして、今回の変更につきましては、現状の土地利用状況に合わせた形で、見直しを行うものでございます。1つ目の、東真鍋地区の2.2ヘクタールにつきましては、近隣商業地域へ、2つ目と3つ目につきましては、真鍋六丁目の北部地区0.9ヘクタールと、南部地区の1.7ヘクタールにつきまして、第一種中高層住居専用地域への変更を行うものでございます。（2）の真鍋新町地区の地区計画の変更につきましては、地区計画における土地利用に関する方針の中に、既に移転をしております基幹病院に関する記述がありますことから、現在の土地利用状況に合わせまして、文言を修正するものでございます。2ページ

をお願いいたします。3番の経緯といたしましては、昨年の10月9日、産業建設委員会からは、柏村委員に参加をいただき、都市計画審議会を開催いたしまして、今回の用途地域と地区計画の変更に関しまして、概要を説明させていただきました。その後、10月に地元説明会を2回開催したのち、10月以降、市民の皆様からご意見を頂戴する場といたしまして、縦覧・閲覧等を実施の上、2月17日に2回目の都市計画審議会を開催し、今回の内容を諮問いたしまして、異議なしの答申をいただいたところでございます。今後につきましては、都市計画の決定、告示に向けた準備を進めていきたいと考えております。4番の位置図でございますが、3か所の用地地域変更箇所につきまして、右側の東真鍋地区につきましては、市民会館とジョイフル山新が立地する区域につきまして、活力ある商業・業務地として更なるにぎわい創出を図るため、約2.2ヘクタール分を近隣商業地域とするものでございます。左側の真鍋六丁目北部地区につきましては、つくば国際大学に隣接する地区、その下の真鍋六丁目南部地区につきましては、土浦工業高校とつくば国際短期大学に隣接する区域につきまして、教育施設の機能充実を可能とする土地利用の誘導を図るため、用途地域の変更を行うものでございます。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。
(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 続いて⑱公園遊具の点検結果について執行部から説明願います。

○**室町公園街路課長** 公園街路課でございます。丸18番(別添資料18)、公園遊具の点検結果について、御覧ください。公園遊具の点検結果について、御報告いたします。年1回、専門の技術者による公園遊具の定期点検が法令化されたため、今年度初めて実施したものです。1番、点検の種類と点検内容の表でございますが、表の左側、日常点検はこれまで実施してきた点検で、公園管理者が主に目視、触診などによって、異常の有無を調べていた点検です。今回から実施することとなった法定点検は、右側の表の定期点検に記載のとおり、専門技術者と協力して、特に通常外観から確認できない重要な部材について、日常点検と同様な目視等の他、点検器具測定機器を使用して点検を行うものです。2番、公園遊具点検結果の判定基準については、(1)ハザードレベルと(2)劣化の2つの結果をもとに総合的に判定し、(3)の総合判定のうち、D判定となった場合は、使用禁止として、修繕及び更新を検討することとなります。サイドブックスで3ページ、紙の資料で2ページを御覧ください。このページ中段に公園遊具点検の主な実施内容例の写真を掲載しております。また、D判定になった遊具は、一番下の写真のとおり使用禁止措置としております。サイドブックスで4ページ、紙の資料で3ページを御覧ください。4番、今回の公園遊具点検結果については、この表のとおりで、上の表が、総合判定毎の遊具数、下の表は、遊具別の判定結果を記載しております。この表を御覧頂きますと、D判定の多くは、ブランコ、すべり台となっております。D判定となった遊具の設置している公園の位置図で、市内全域にわたっていることが分かります。

サイドボックスで6ページ、紙の資料で5ページを御覧ください。このページの(1)部品交換すれば使用可の表に、16か所の公園遊具があり、全てがD判定ですが、部品交換、主に、ブランコの吊り金具等の部品の交換をすれば使用可能となるため、今年度、順次修繕を行っております。サイドボックスで7ページ、紙の資料で6ページを御覧ください。このページの表(2)修繕不可能な遊具については、単に部分的な修繕や部品交換では対応できない構造的な問題で、使用可能とするには遊具の部材切断・溶接等の大規模な改修が必要なため、来年度以降、予算の手当をして改修を行いたいと考えております。サイドボックスで8ページ、紙の資料で7ページを御覧ください。最後に、ふさわしくない遊具が公園に設置しておりましたので、御説明いたします。平成26年6月に改訂された都市公園における遊具の安全確保に関する指針によると、重量が大きい可動性の箱型ぶらんこや遊動木などの遊具は、接触した場合の衝撃が大きく、重大な事故につながるおそれがあるとされており、本来であれば、指針が出た当時に撤去されていなければならない遊具であったものですが、写真のとおり3か所の公園に残っていたため、点検対象とせず、緊急で使用禁止としており、今後これらの遊具は撤去し、別の遊具設置を検討してまいります。次のページは、今まで説明したものの総括でありますので、説明は省略します。私からの説明は、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 続いて⑱土浦市駐車場整備事業経営戦略(案)策定について執行部から説明願います。

○**室町公園街路課長** 公園街路課でございます。別添資料19土浦市営駐車場経営戦略(案)策定についてを御覧ください。別添資料19土浦市営駐車場経営戦略(案)策定について、御報告いたします。少しページが飛びましてサイドボックスで4ページ、紙の資料で1ページを御覧ください。この経営戦略の策定につきましては、総務省からの通達によるものでございまして、各地方公共団体で運営する公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画を特別会計ごとに策定することとしております。公園街路課では、駐車場特別会計が該当しますので、今年度策定したものでございます。このページに記載の計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度としております。当初は10年の計画期間と設定する予定でしたが、コロナウイルスの影響で、今後の運営予測が大変難しいものとなっておりますので、今回は5年で設定し、状況の変化によって、変更してまいりたいと考えております。1番、事業概要につきましては、次のページにわたりますが、記載のとおりで、説明は省略させていただきます。サイドボックスで6ページ、紙の資料で3ページを御覧ください。上から2つ目の箱、2番、経営の基本方針でございます。4つの経営の基本方針をたてており、駅前周辺に立地されている駐車場であることから、中心市街地活性化及び商業支援については、買い物客や事業者等の駐車場として、市内の商業を支援することや、首都圏等への通勤支援を行うこととしております。

また、経営基盤の強化については、安定した経営を維持できるよう、利用者拡大の広報活動を行うとともに満足度の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。次に、3番．投資・財政計画（収支計画）でございます。①収支計画のうち投資についての説明の箱の中を御覧ください。資料の後半に、投資・財政計画の表がございますが、ここに説明を記載させて頂きました。主な計画としては、令和3年度から4年度にかけて、老朽化したエレベーターの改修工事等を予定しているほか、令和3年度には、新しい500円硬貨、令和6年度には新しい紙幣が発行されることから、精算機の改修を順次行ってまいります。次に、その下の箱、②収支計画のうち財源についての説明については、令和元年7月に料金の値下げを行った結果、定期駐車の利用者が増え、今後安定した収益が期待されておりましたが、残念ながら新型コロナウイルスの影響により収入が減少しております。しかしながら、令和3年度にはワクチン接種が始まることから、イベント等も徐々に再開され、飲食店の賑わいを取り戻し、それに連動して駐車場利用も回復してくるものと考えておりますが、数年スパンの緩やかな回復になると見込んでいるところです。サイドボックスで7ページ、紙の資料で4ページを御覧ください。今後の財源についての考え方・検討状況、につきましては、要点のみ御説明いたします。料金形態に関する事項は、令和元年7月に料金改定を行ったことから、現時点で変更する予定はございませんが、経営状況が回復した場合には、指定管理者制度に移行し、民間の経営ノウハウを活かした料金設定にしたいと考えております。繰入金に関する事項は、今後も一般会計からの繰入金に頼ることなく事業を運営していく予定でございます。また、収益に応じて年間二、三千万円を一般会計へ繰り出す予定としておりますが、コロナの状況によって大きく左右される部分であります。なお、このような状況ではございますが資産の有効活用に関する事項では、中心市街地に立地し、収益が見込める場所であることから、効率的な運営に努め、財源を確保してまいります。サイドボックスで8ページ、紙の資料で5ページを御覧ください。最後に中段の箱、4番公営企業として実施する必要性などについては、駅前中心市街地への来訪者の利便性向上、中心市街地の活性化に寄与しており、図書館利用者や市役所来庁者の駐車場として機能しているところであり、5番に記載のとおり、市営駐車場につきましては、今後もこの経営戦略の収支計画をもとに、経営状況を分析しながら、社会情勢が大きく変化するタイミングで見直しを行って、安定した経営を目指してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○勝田委員長 続いて⑳県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合に伴う融通水量の変更及び水道用水の需要における責任取引水量の見直しに係る要望

について執行部から説明願います。

○**岡田建設部長** 別添資料20をお願いします。サイドブックスでは丸20番をお願いします。県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合に伴う融通水量の変更及び水道水の需要における責任取引水量の見直しに係る要望について、御説明します。1ページをお開きねがいます。左側の1の(1)融通水量の変更につきましては、県南県西の統合に伴いまして、土浦市からは余剰水4,600立米を融通することとなっておりますが県西地区での水需要の増加に伴いまして、更に900立米を融通するものでございます。右側の2ページが県からの通知文でございます。次に①の2今年度県への要望内容について御説明いたします。①県南県西統合計画に伴いまして52,700立米となる予定ですが、実態に則した水量である49,000立米に変更していただきたい。②本市の県西受水領分1,500立米を県西に融通していただきたい。③として新治浄水場を廃して、霞ヶ浦浄水場を県南から12,500立米の工業用水を配水するに当たり、県南地域の余剰水を活用し、県南地区の責任引取水量を減量していただきたい。3ページ、4ページが提出した要望書の内容でございます。以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**内田委員** 土浦市が本来余っていて、引き取ってくれよと言ってきた問題が100パーセント、オッケーになったんですかという質問が1つと、その差額を金に換算して年間、払わなくていいお金は、どのくらいなのか。

○**岡田部長** 今回900立米を融通しますと、約5,000立米融通することになりますけども、今計画しているのを4万9,000立米程度と考えておりまして、この融通が行われましても、まだ52,700立米、約3,700立米多いという状況でございます。

○**内田委員** もっと引き取ってほしいというのがあるわけだけど、今回の5,500立米で、幾らくらい助かるか。

○**岡田部長** 年額8,000万ちょっととなる計算です。

○**内田委員** それは、大きいです。もっと増えるとよいですね。ありがとうございます。

○**勝田委員長** 続いて②土浦市水道事業経営戦略(案)策定について執行部から説明願います。

○**岡田建設部長** 別添資料21、土浦市水道事業経営戦略について御説明いたします。1ページをお願いします。経営戦略策定の背景は、近年、人口減少は節水機器の普及など、今後の経営環境は益々厳しさを増していくことが予想されます。2ページでは、経営戦略の位置付けでございます。3ページから4ページはこれまでの給水人口、給水量の推移、水道施設の現状を記載したものでございます。5ページは、企業債の状況、現

金資金残高の推移でございます。6ページは将来人口推移で、7ページは上段の左が今後40年間、法定耐用年数で更新した場合の更新需要で、右側が実績等により需要を見直した場合の費用の比較で、平準化を図っているものでございます。下の図の耐用年数を見直した場合の第2次土浦市水道事業基本計画中の5年間の更新需要費を算出したものでございます。ページをおめくりいただきまして、10ページが資本的収支でございます。11ページ、経営戦略の事後検証でございます。計画については、随時PDCAサイクルに基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 続いて次第の(4)その他について、執行部から何かありますか。

○**船沢都市産業部長** 執行部から御説明申し上げるのは、以上でございます。

○**勝田委員長** 委員の方からは、ございますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** それでは長時間にわたり、大変お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。